

北海道社会貢献賞（消費生活関係功労者）表彰事務取扱要領

1 趣旨

北海道表彰規則(平成 10 年北海道規則第 31 号)に定める北海道社会貢献賞のうち、同規則に基づく表彰事務取扱要領(平成 10 年 4 月 1 日人事第 40 号総務部長通達)の「消費生活関係功労者」の表彰事務手続きは、同規則及び同要領並びに北海道知事表彰環境生活部関係事務取扱要領(平成 18 年 1 月 24 日環境生活部長通達)に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

2 表彰の基準及び要件

表彰の要件は次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 消費者団体における諸活動に 10 年以上精励し、他の模範と認められる者。
- (2) 地方公共団体における消費生活相談員として、その業務に 10 年以上精励し、他の模範と認められる者。
- (3) 企業における消費者関連部門において、その業務に 10 年以上精励し、他の模範と認められる者。
- (4) その他消費者利益の擁護及び増進を図るため、消費者支援活動に 10 年以上精励し、他の模範と認められる者。

3 候補者の推薦

本庁の部長及び総合振興局長又は振興局長並びに各市町村長(以下「推薦者」という。)は、別記様式 1 により環境生活部長あて候補者を推薦する。

なお、別記様式 1 は、当該様式に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。)をあらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールにより送信して提出することができる。

4 被表彰者の審査等

消費生活課長は、推薦者から推薦のあった候補者並びに環境生活部において適当と思われる候補者について別に定める基準を参考に別記様式 2 の選考調書を作成し、表彰等に係る功績等を審査する。

5 被表彰者の決定

環境生活部長は、表彰を決定したときは、被表彰者に通知するとともに、その決定したものの氏名等について、推薦者に通知する。

6 表彰の場所及び時期

表彰は毎年 1 回行うものとし、時期及び場所については、別途定めるものとする。

附 則

この要領は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 9 年 6 月 1 日付け消費第 1 6 2 号)

この要領は、平成 9 年 6 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 16 年 12 月 1 日付け生振第 1 9 7 6 号)

この要領は、平成 16 年 12 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 22 年 6 月 1 日付け消安第 3 0 2 号)

この要領は、平成 22 年 6 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 24 年 6 月 25 日付け消安第 4 7 1 号)

この要領は、平成 24 年 6 月 25 日から施行する。

附 則 (平成 25 年 5 月 24 日付け消安第 2 8 9 号)

この要領は、平成 25 年 5 月 24 日から施行する。

附 則 (令和 3 年 3 月 10 日付け消安第 2 2 4 3 号)

この要領は、令和 3 年 3 月 10 日から施行する。

附 則 (令和 7 年 4 月 30 付け消生第 1 1 2 号)

この要領は、令和 7 年 4 月 30 日から施行する。